

消費者契約法及び独立行政法人国民生活センター法の一部を改正する法律案要綱

## 第一 消費者契約法の一部改正

一 第四条第三項第六号の規定において掲げる行為（当該行為によって消費者が困惑して意思表示をしたときは取消しが認められることとなる行為）に関する改正

当該消費者に対し、靈感その他の合理的に実証することが困難な特別な能力による知見として、当該消費者又はその親族の生命、身体、財産その他の重要な事項について、そのままでは現在生じ、若しくは将来生じ得る重大な不利益を回避することができないとの不安をあり、又はそのような不安を抱いていることに乗じて、その重大な不利益を回避するためには、当該消費者契約を締結することが必要不可欠である旨を告げるものとする事。 (第四条第三項第六号関係)

## 二 取消権の行使期間の伸長

第四条第三項第六号に係る取消権については、追認をすることができる時から一年間行わないとき、また、消費者契約の締結の時から五年を経過したときは時効によって消滅するとされているところ、当該期間について、一年間を三年間に、また、五年を十年に伸長するものとする事。

(第七条第一項関係)

三 適格消費者団体への協力に関する改正

独立行政法人国民生活センター（以下「センター」という。）及び地方公共団体は、適格消費者団体の求めに応じ、当該適格消費者団体が差止請求権を適切に行使するために必要な限度において、当該適格消費者団体に対し、消費者紛争に関する情報を提供することができるものとする。

(第四十条第一項関係)

第二 独立行政法人国民生活センター法の一部改正

一 目的の改正

センターが消費者紛争を予防するための活動を支援すること等を追加すること。(第三条関係)

二 業務の追加

センターの業務として、適格消費者団体が行う差止請求関係業務の円滑な実施のために必要な援助を行うことを追加すること。(第十条第六号関係)

三 和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的実施

紛争解決委員会（以下この三において「委員会」という。）は、適正かつ迅速な審理を実現するため、和解仲介手続及び仲裁の手続を計画的に実施しなければならないものとするとともに、当事者は、適正かつ迅速な審理を実現するため、委員会による和解仲介手続及び仲裁の手続の計画的な実施に協力するものとすること。

（第二十三条の二及び第三十二条の二関係）

#### 四 情報の公表

センターは、消費者の生命、身体、財産その他の重要な利益を保護するため特に必要があると認めるときは、消費者紛争の当事者である事業者の名称等を公表することができるものとする。

（第四十二条第二項関係）

#### 五 その他

その他所要の規定を整備すること。

#### 第三 附則

一 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行するものとする。

（附則第一条関係）

二 この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、この法律の施行状況について検討規定を設けるほか、関係法律について所要の改正を行うこと。

(附則第二条から附則第六条まで関係)